令和８年（フ）第１６７９号
岐阜県大垣市波須１丁目79番地３
破産者　西尾　達也
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７１０号
愛知県あま市本郷取替92番地　エスポワール205号
破産者　吉田　翔喜
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５５８号
愛知県刈谷市小垣江町中19番地２
破産者　原　　一正
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第６８６号
愛知県豊田市平和町３丁目70番地１　サンシティ平和Ｃ201号
破産者　西田　瑞穂
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第７２号
愛知県みよし市三好町上159番地１　ユーストマ502号
破産者　北村　守道
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２９８号
愛知県安城市今池町２丁目１番28号　コープ野村新安城ウエスト２―304、前住所愛知県安城市二本木新町１丁目16番地１　信和キャッスル305
破産者　宗村　美一
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２０００号
大阪府高槻市別所本町８番３―604号
破産者　田中　宏明
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１２３２号
堺市中区福田８番地
破産者　坂口　剛史
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４５３号
大阪府松原市小川１丁目３番28号
破産者　宮川　和義
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５７８号
大阪府柏原市玉手町６番６号
破産者　久保田千穂
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５９５号
堺市北区大豆塚町２丁65番地６
破産者　河合　善広
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６２５号
大阪府藤井寺市国府１丁目２番３―803号
破産者　ＡＳＡＮＯＹＡ　ＢＯＯＫＳこと　髙山　　純
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６５３号
堺市西区浜寺元町６丁835番地３
破産者　千東　潤也
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６５４号
堺市西区浜寺元町６丁835番地３
破産者　千東　由美
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２７２号
神戸市兵庫区中道通１丁目２番９号　湊川サンシャイン204、従前の住所神戸市須磨区月見山町３丁目３番11号
破産者　田中　三裕
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３１号
神戸市西区桜が丘東町２丁目８番地の13
破産者　松下　勝幸
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１０７号
島根県松江市美保関町諸喰590番地
破産者　近藤　貴文
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０号
島根県益田市美都町宇津川口390番地１
破産者　岡　久美子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部